

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	第一区自治会館	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町中町163番地	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	一区行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています。	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています。	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式 3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日

1 指定概要

施設概要	名称	大町集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町大町 241 番地 1	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	一区北行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	問題となる法令違反となる行為は ありませんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。 。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	第2区東自治会館	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町善郷内246番地	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	二区行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	2区コミュニティーセンター	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町北町180番地	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	二区行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。 。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	滝八幡地区集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町滝八幡105番地14	施設類型	目的・機能
				I 事業実施型
	設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設 5 社会教育施設 6 コミュニティ施設 7 社会福祉施設
指定管理者	名称	二区滝八幡行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	月一度の清掃、定期的な草刈り、自 分たちでの階段の修理を行っている。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せませんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式 3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日

1 指定概要

施設概要	名称	大池集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町善郷内 17 番地	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	二区行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	3カ月ごとの清掃、草刈りを行って いる。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式 3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日

1 指定概要

施設概要	名称	新町集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町新町 43 番地	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	三区行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せませんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	田町集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町田町 191 番地 9	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	三区行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	高齢者若者センター	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町大和内192番地2	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	四区東行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	年2回の清掃の実施	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	井戸尻集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町井戸尻 489 番地 4	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	四区西行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域以外の貸出しはありませんが、 地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	五区集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町小松 450 番地 2	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	五区行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	六区集会センター	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町東郷319番地3	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	六区行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	柿之内集落農事集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町本郷町906番地1	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
	設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	3 生活利便施設
4 文化施設				
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	柿之内行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域以外の貸出しはありませんが、 地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	田内集落農事集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町田内 435 番地	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	田内行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式 3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日

1 指定概要

施設概要	名称	根宿集落農事集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町根宿 674 番地 1	施設類型	目的・機能
				I 事業実施型
	設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設 5 社会教育施設 6 コミュニティ施設 7 社会福祉施設
指定管理者	名称	根宿行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域以外の貸出しはありませんが、 地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	原宿多目的集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町中畑 808 番地	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	原宿行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	平鉢集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町平鉢391番地	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	平鉢行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域以外の貸出しはありませんが、 地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せませんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	大畑多目的集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町住吉102番地	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	大畑行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	寺内地域農業推進拠点施設	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町寺内西195番地1	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
	設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設
5 社会教育施設				
			6 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	寺内行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域以外の貸出しはありませんが、 地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	鍋内多目的集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町鍋内155番地2	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	鍋内行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域以外の貸出しはありませんが、 地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	松倉転作定着化総合研修施設	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町松倉222番地	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	松倉行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せませんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式 3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日

1 指定概要

施設概要	名称	長峰多目的集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町東長峰 308 番地 1	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリ エーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康 福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	長峰行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日			
指定管理選考委員会等 の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の 達成状況	地域住民の健康増進及び 福祉の向上	定期的な維持管理により 地域活動の拠点として利 用されています	区長を中心として地域での 維持管理が行われていま す。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利 用されています	区長を中心として地域での 維持管理が行われていま す。
収支状況	収支バランスの取れた運 営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	月1回の清掃、凍結防止確認など、 地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せませんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	弥栄集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町大久保102番地	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	弥栄行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せませんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式 3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日

1 指定概要

施設概要	名称	大久保集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町大久保 404 番地 8	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	大久保行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せませんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式 3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日

1 指定概要

施設概要	名称	文京地区集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町文京町 133 番地 56	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	文京行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出しを差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	網戸の張替え、ガスコンロの取替えなど、地域で定めたルールに基づき、管理運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありませんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けています。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に関する 収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応については、ルールに基づきながら行政区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管理運営への移行を検討します。

(様式 3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日

1 指定概要

施設概要	名称	三城目集落センター	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町三城目 358 番地	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	三城目行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域以外の貸出しはありませんが、 地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	西原集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町牡丹平 302 番地 3	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	西原行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	須乗本田水田営農活性化 対策推進研修施設	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町前田 415 番地	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリ エーション施設
	設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康 福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	3 生活利便施設
4 文化施設				
			5 社会教育施設	
			6 <input checked="" type="checkbox"/> コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	須乗本田行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 集会施設の維持管理に関する業務・ 集会施設の使用の許可に関する業務・ 集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・ 町長が特に必要と認める業務・ その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等 の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の 達成状況	地域住民の健康増進及び 福祉の向上	定期的な維持管理により 地域活動の拠点として利 用されています	区長を中心として地域での 維持管理が行われていま す。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利 用されています	区長を中心として地域での 維持管理が行われていま す。
収支状況	収支バランスの取れた運 営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域以外の貸出しはありませんが、 地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	須乗新田多目的集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町上宮崎80番地	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	須乗新田行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	南沢多目的集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町沢尻 35 番地 1	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	南沢行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	除草作業、アメシロ消毒など、地域 で定めたルールに基づき、管理運営 体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	堤集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町堤130番地1	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	堤行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	神田多目的集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町神田東 304 番地 1	I 事業実施 型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理 型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	神田行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	老人が利用しやすいよう、老人向け の椅子を準備しました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	中野目集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町中野目西177番地	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	中野目行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域以外の貸出しはありませんが、 地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	問題となる法令違反となる行為は ありませんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。

(様式3) 指定管理者の管理運営状況調書

指定管理者の管理運営状況調書

所管課	まちづくり推進課
検証対象期間	平成28年4月1日～令和2年7月31日

1 指定概要

施設概要	名称	明新多目的集会所	該当する番号に○をつけて下さい	
	所在地	矢吹町明新中10番地1	I 事業実施型	1 観光施設
				2 スポーツ・レクリエーション施設
				3 生活利便施設
設置目的	地域住民による協働のまちづくり活動（健康福祉及び福祉の向上等）の推進	II 施設管理型	4 文化施設	
			5 社会教育施設	
			6 コミュニティ施設	
			7 社会福祉施設	
指定管理者	名称	明新行政区		
	所在地	同上		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none">・集会施設の維持管理に関する業務・集会施設の使用の許可に関する業務・集会施設の使用に係る料金の徴収に関する業務・町長が特に必要と認める業務・その他、指定管理者が集会施設の管理上必要と認める業務			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
指定管理選考委員会等の設置の有無	有（名称： ） ・ <input type="checkbox"/>			

2 管理運営実績

	目標（計画）	実績	要因・原因分析
施設の設置目的の達成状況	地域住民の健康増進及び福祉の向上	定期的な維持管理により地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
利用者の満足度	安心・安心な施設	地域活動の拠点として利用されています	区長を中心として地域での維持管理が行われています。
収支状況	収支バランスの取れた運営	指定管理料なし	行政区予算での対応

3 管理運営状況等の検証

検証項目	検証細項目	指定管理者 の自己検証	所管課の検証
I 運営方針、 管理能力	1 平等利用の 確保	地域外在住を理由に施設の貸出し を差別していません。	良好に運営されています。
	2 管理運営体制	地域で定めたルールに基づき、管理 運営体制を構築しています。	問題ありません
	3 法令遵守等	特に、法令違反となる行為はありま せませんでした。	関係法令に基づき、維持管理業務を行 っています。
II 施設維持 管理	1 利用者対応	利用者の苦情・要望等を行政区で対 応しています。	問題ありません
	2 地域貢献	特に課題はありません。	問題ありません
	3 環境問題への 取り組み	施設の節電、節水を心掛けていま す。	問題ありません
	4 防災対策及び 緊急時の対応	会議室の整理整頓、水道管凍結対策 などの防災対策を行いました。	問題ありません
	5 個人情報保護 及び情報公開	特に課題はありません。	問題ありません
III 利用者に 対する サービス 向上	1 サービスの 提供内容	施設の利用を効果的にするため、地 域で工夫した維持管理を行いました。	問題ありません
IV 管理運営に 関する収支 計画	1 管理費用の 執行状況	適切な経理処理を行いました。	指定管理料はないものの、修繕対応に ついては、ルールに基づきながら行政 区予算で対応しています。
V 総合検証	1 総合検証	特に課題はありません。	維持管理業務について、問題なく遂行 されています。
二次検証	施設所管課	導入効果	問題なく維持管理を行っており、地域活動の拠点としての役割 や使用許可の手続き等利便性を考慮すると、導入効果があると 考えます。
		今後の 管理形態	引き続き、地元行政区による維持管理の形態が望ましいです。
		その他	特になし。
	企画総務課	導入効果	A：適正である。 (ただし、今後の管理形態について見直すべきである。)
		今後の 管理形態	施設利用料等の収入が発生しておらず、業務内容も施設の単なる 維持管理が大半であるため、指定管理者制度による管理運営 から、協定方式による管理運営への移行を検討します。
		その他	令和3年度選定方法：非公募 条例改正により、指定管理者制度を見直し、協定方式による管 理運営への移行を検討します。